



平成 9 年 1 2 月 2 2 日
日本原子力発電株式会社

財団法人「げんでんふれあい茨城財団」の設立について

当社は、財団法人「げんでんふれあい茨城財団」を設立することとし、本財団設立に必要な諸手続きを進めてまいりましたが、本日、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長より財団法人設立のご許可をいただきました。

当社は、この財団が当地域に根付き、地域の方々に喜んでいただける財団となるよう期待し、財団の活動を全面的に支援していくこととしております。

なお、本財団に関する詳細は、下記のとおりです。

以上

財団法人 げんでん ふれあい茨城財団 の設立について

1. 名 称

財団法人「げんでんふれあい茨城財団」

2. 所在地

茨城県那珂郡東海村白方 1—1 (日本原子力発電株式会社 東海事務所内)

TEL : 029-287-1251

3. 設立趣旨

当社は、「地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄える」という地域協調の精神で、日頃から、地域との良好な信頼関係を構築するとともに、社会貢献活動を通じて地域社会の発展に寄与する企業を目指して、地域社会活動を行ってきました。

今般、当社は創立 40 周年を機に、茨城県内における芸術・文化活動を積極的に支援、育成することにより、さらなる地域社会の充実・発展に寄与していきたいと念願し、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長の許可を受けて、財団法人げんでんふれあい茨城財団」を設立することとしました。

4. 目的

本財団は、茨城の美しい自然、歴史などの地域資源を活用し、芸術と文化の香り高いまちづくり、やさしさと地域との調和に配慮した地域づくり及びこれを推進する人材の育成・交流等の事業を行うほか、他の地域団体等の活動と連携あるいは支援し、もって豊かな地域文化の振興・発展に寄与することを目的としております。

5. 事業内容

本財団は、目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 地域文化、科学技術の振興に関する事業
- (2) 人材育成、文化団体支援に関する事業
- (3) 芸術鑑賞と文化創造に関する事業
- (4) 優れた文化活動に対する顕彰事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

6. 本財団の基金及び運営

本財団は、当社からの基本財産 1 億円及び当社からの年 1 億円程度（平成 9 年度は 3,500 万円）の受託事業を含めた運用財産により運営いたします。

以上